

改正

平成29年3月7日鋸南町条例第7号

令和元年9月5日鋸南町条例第20号

令和5年3月8日鋸南町条例第1号

鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 道路利用者の利便に供し、本町の農水産物及び地域特産品の紹介、販売並びに地域情報の発信を行い、都市と農山漁村の交流を促進するとともに、町民、町内団体、農林水産業、商工業、観光業相互の連携による産業の振興及び地域の活性化を図るため、鋸南町都市交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鋸南町都市交流施設

位置 鋸南町保田724番地

(事業)

第3条 交流施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路利用者等への休憩の場の提供に関する事。
- (2) 農水産物等の地場産品、飲食物その他の物品を販売するための施設の提供に関する事。
- (3) 農林水産業、商工業及び観光業の振興に関する事。
- (4) 観光情報及び地域情報の発信に関する事。
- (5) 町民及び来訪者の交流の促進に関する事。
- (6) 関係人口の増加に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交流施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(施設)

第4条 交流施設は、次に掲げる施設その他当該施設に付随するものをもって構成する。

- (1) 直売及び特産品等販売施設
- (2) 飲食提供施設

- (3) 物産販売施設
- (4) 簡易宿泊施設
- (5) 入浴施設
- (6) 多目的室
- (7) 貸しスタジオ
- (8) 加工所
- (9) 情報提供施設
- (10) こども広場
- (11) 里の広場
- (12) 里の原っぱ
- (13) 公衆便所
- (14) 駐車場
- (15) 自転車倉庫
- (16) まちのオフィス
- (17) 暮らしのステーション
- (18) プレイカフェ
- (19) 赤ちゃんひろば
- (20) みまもり広場
- (21) ドッグラン
- (22) 待合所
- (23) キャンピングカーサイト

(開館日及び開館時間)

第5条 交流施設の開館日及び開館時間については、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第6条 町長は、交流施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、交流施設の管理を町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

- (2) 交流施設の施設及び設備の維持管理並びに修繕（町長が指定する修繕を除く。）に関する
こと。
- (3) 交流施設の利用の許可及び利用料金の徴収に関する業務
- (4) 交流施設の利用料金の減額若しくは免除又は返還に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、交流施設の運営に関し必要と認められる業務であつて町長が
別に定めるもの
(管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により前条に定める業務（以下「指定管理業務」という。）
を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定に遵守すること。
- (2) 交流施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 利用者及び来館者に対して平等かつ適正なサービスを行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に扱うこと。
(指定管理者の指定手続)

第9条 指定管理者の指定手続等については、鋸南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関
する条例（平成18年鋸南町条例第1号）の定めるところによる。
(利用許可)

第10条 第4条第4号から第8号及び第16号、第17号、第21号、第23号に掲げる交流施設の施設を
利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可の際に、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないものとする。
 - (1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
 - (2) 管理上支障があると認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が利用を不相当と認めたとき。
(行為の制限)

第11条 交流施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を
受けなければならない。

- (1) 物品の販売、物品の頒布、募金その他これらに類する行為
- (2) 営利を目的とする写真撮影、物品の貸付け等の行為
- (3) 展示会、興行その他これに類する行為

(4) 指定された場所以外で花火その他火気を使用する行為

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の行為の許可について準用する。

(占有利用)

第12条 第4条に掲げる交流施設の施設を占有して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。

2 前項の規定による許可の期間は、規則で定める。

3 第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

4 第10条第2項及び第3項の規定は、第1項の許可について準用する。

(利用料金)

第13条 第10条第1項の規定により交流施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

又は前条第1項の規定により交流施設の占有の許可を受けた者（以下「占有利用者」という。）

は、その利用又は占有に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

3 別表に掲げる施設以外の施設等を利用する場合の利用料金は、同表に掲げる施設等に類似したものの料金に準じて、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 利用料金の収受に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

(占有利用者の費用負担)

第14条 前条に規定する利用料金のほか、指定管理者は、町規則で定める費用を占有利用者に負担させることができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、町長が定める基準に該当すると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長が定める基準に該当すると認めたときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

(特別設備等の許可)

第17条 利用者又は占有利用者（以下「利用者等」という。）は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生じる費用は、当該利用者等の負担とする。

(入場の拒否等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設への入場を拒み、又は施設の利用を制限し、若しくは施設からの退場を命ずることができる。

- (1) 他の入場者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用の制限及び利用許可の取消し)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者等の利用を制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用の目的又は利用条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく町規則に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(原状回復義務)

第20条 利用者等は、施設の利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第21条 交流施設の施設、設備等に損傷を与えた者は、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第22条 町長は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じたとき、その他やむを得ない事情により町長が交流施設の管理を行うときは、別表に掲げる額の範囲内において定める使用料及び第14条に定める費用負担額を徴収する。

2 前項の場合においては、第10条から第19条までの規定を準用する。この場合において、第10条、第11条及び第12条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、同条第2項及び第3項中「利用料金」とあるのは「使

用料」と、「指定管理者があらかじめ町長の承認を得て」とあるのは「町長」と、第14条、第15条（見出しを含む。）及び第16条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第17条、第18条及び第19条中「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成27年3月規則第7号で、同27年10月1日から施行）
- 2 この条例の規定による指定管理者の指定に係る手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成29年3月7日鋸南町条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月5日鋸南町条例第20号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日鋸南町条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第15号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第13条、第22条関係）

- 1 利用料金の上限（占用利用者を除く。）

（1）簡易宿泊施設

使用区分	料金
中学生以上1人1泊につき	4,400円
小学生以下1人1泊につき	3,500円

備考

- 1 3歳未満は無料とする。ただし、大人同伴とする。
- 2 上記料金には入浴施設の使用を含むものとする。

（2）入浴施設

使用区分	料金
------	----

中学生以上 1 人につき	500円
小学生 1 人につき	250円

備考

小学生未満は無料とする。ただし、大人同伴とする。

(3)多目的室

単位	料金
1 時間につき	2,000円

備考

1 時間未満は 1 時間に切り上げるものとする。

(4)貸しスタジオ

単位	料金
1 時間につき	2,000円

備考

1 時間未満は 1 時間に切り上げるものとする。

(5)加工所

単位	料金
1 時間につき	2,000円

備考

1 時間未満は 1 時間に切り上げるものとする。

(6)まちのオフィス

単位	料金
1 人 1 日につき	2,000円

(7)暮らしのステーション

単位	料金
1 時間につき	2,000円

備考

1 時間未満は 1 時間に切り上げるものとする。

(8)ドッグラン

単位	料金
----	----

1 匹 1 回につき	500円
------------	------

(9) キャンピングカーサイト

単位	料金
1 区画 1 泊につき	3, 500円

2 占用利用者に係る利用料金の上限

施設の名称	料金
(1) 直売及び特産品等販売施設	売上額に100分の20を乗じて得た額
(2) 飲食提供施設	売上額に100分の15を乗じて得た額。ただし、規則で定める額を下限とする。
(3) 物産販売施設	売上額に100分の15を乗じて得た額。ただし、規則で定める額を下限とする。